



令和 2 年 8 月号



三上税理士法人発行
オリジナル事務所通信

代表
便り

最近の三上税理士法人

コロナ禍は、落ち着いてきたのでしょうか？

東京では感染数が伸び、今年の冬はどうなるか心配です。

さて、会計事務所は、通常であれば、この時期は閑散期となります。

しかしながら今年は、コロナ対応、融資の紹介から持続化給付金の申請、各種助成金の紹介など、非常に業務が混みあっています。また女性社員が2人産休に入るのをうけて、現在、人材の募集を急ぎやっているのですが、税理士試験の前というもあり、なかなか人材も集まらない状況です。



従いまして、現状7月末日までの新規の業務をお断りしている状況になっております。

誠に申し訳ありません。

さて、話は変わりますが、この度、「事業協同組合」を立ち上げることになりました。

事業協同組合とは、細かく言うと長いのですが、端的に言うと「中小企業が集まって頑張ろう！」ということです。一つ一つは小さい企業組織でも皆で集まって物を仕入れることで安くなったり、研修会を開いたりといったものです。ですが、今回の大きな目的の一つには「外国人実習生の受け入れ」があります。



弊社の顧問先には、比較的若い事務所だからなのか、行政書士業を併設しているせいなのか、建設業のお客が多くいらっしゃいます。多くのお客様が人材の雇用に苦労されており、業務はあるけど、拡大出来ないといった状況です。(先ほどの弊社の状況と同じですね…)

そこに少しでも支えになればという想いで、協同組合の設立に参加することになりました。

今号にチラシを同封しておりますので、もし少しでもご興味を持っていただけた方は、ぜひともお申込みください！

本店
便り

新型コロナウイルス感染症等の影響に伴い、国や自治体等から個人に対して支給された助成金の取り扱い

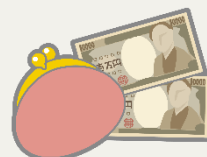
文責：亀田

新型コロナウイルス感染症等の影響に伴い、国や地方公共団体から個人に対して支給された主な助成金等の所得税法上の取り扱いについて、次のページにまとめました。

<次のページへ続く>

<前のページからの続き>

非課税	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金（雇用保険臨時特例法 7 条） ・新型コロナウイルス感染症対応休業給付金（雇用保険臨時特例法 7 条） ・特別定額給付金（新型コロナ税法 4 条 1 号） ・子育て世帯への臨時特別給付金（新型コロナ税法 4 条 2 号） ○学資として支給される金品（所得税法 9 条 1 項 15 号） <ul style="list-style-type: none"> ・学生支援緊急給付金 ○心身又は資産に加えられた損害について支給を受ける相当の見舞金（所得税法 9 条 1 項 17 号） <ul style="list-style-type: none"> ・低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金 ・新型コロナウイルス感染症対応従事者への慰労金 ・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の特例措置における割引券
課税	<ul style="list-style-type: none"> ・持続化給付金(※) ・家賃支援給付金 ・農林漁業者への経営継続補助金 ・文化芸術・スポーツ活動の継続支援 ・感染拡大防止協力金 ・雇用調整助成金 ・小学校休業等対応助成金 ・小学校休業等対応支援金



※…申請した所得の区分に応じて、事業所得、一時所得、雑所得となります。
 なお、法人が受け取る助成金については全て法人税の課税対象となります。

ご不明な点は担当者まで。また、国税庁の下記 FAQ もご参照ください。

【参考】国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱
 いに関する FAQ : <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/faq.pdf> (P42~)

インター
店
便り

無念だ

文責：大脇

こんにちは。夏の日差しが眩しいこの頃、いかがお過ごしでしょうか？

つい先日事務所スタッフとの会話で、「白い巨塔」の話題になり、「ああ田宮二郎のね」と言ったところ大爆笑されました。いやいや、財前五郎と言えば田宮二郎でしょうがあああ！！アメイジンググレイスと言えば本田美奈子でしょうがあああ！！

…イマドキの 30~40 代は財前五郎といえば唐沢寿明なんですね…とジェネレーションギャップを受けていたら、「大脇さん、20 代（の財前五郎と言えば）は V6 の岡田君ですよ。」

(°Д°) (°Д°) (°Д°)

ますますのショック…インター店は全員アラフォー以上ですが、本店には平成生まれが 12 人…会話通じるかしら（ガクブル）



ジェネレーションギャップといえば、最近ますますキャッシュレス化が進んでいますね。「お財布の（中の）諭吉が〜」なんて会話も死語になるのもあと何年後か…。

<次のページへ続く>

<前のページからの続き>

キャッシュレス決済と収入印紙について小話。

5万円以上の領収証に収入印紙を貼って、消印をしなければならないのはご存知かと思いますが、電子マネーやペイペイをはじめとする QR コード決済の場合はどうでしょうか？



答えは、電子マネー決済の場合は収入印紙が必要、QR コード決済の場合は収入印紙が不要です。

電子マネーは事前にチャージして利用しますので、現金と同等の扱いということになります。一方、QR コード決済はクレジットカード決済と同様に信用取引となり、領収証に明記することで印紙不要になります。

ご不明点は担当者まで…。

(追記) この記事を書いているときに、A さんに「2024 年には一万円札は福沢諭吉から渋沢栄一になりますよ」と突っ込まれました。…しっ知ってますよ！

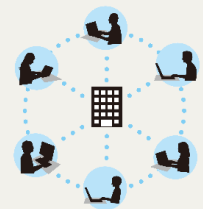
経営情報

テレワーク等のための中小企業の設備投資税制について

文責：後藤

テレワーク等を促進するために、中小企業経営強化税制が拡充されました。

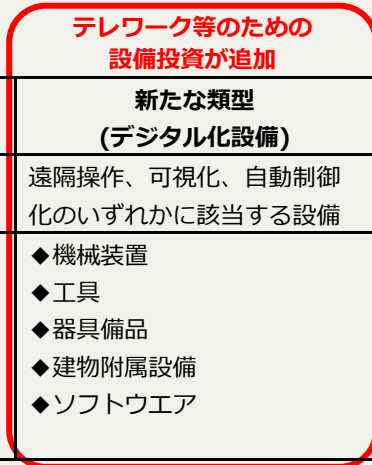
中小企業経営強化税制とは、青色申告書を提出する中小企業者等が、経営力向上のための人材育成や財務管理、設備投資などの取組みを記載した「経営力向上計画」を事業所管大臣に申請し認定されることにより、新品の特定経営力向上設備等を即時償却又は取得価額の 10%（資本金 3000 万円超 1 億円以下の法人は 7%）の税額控除をすることができる制度です。（※平成 29 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までに取得した設備に限ります。）



これまで、中小企業経営強化税制の適用ができる設備は「生産性向上設備」や「収益力強化設備」でしたが、「テレワーク等のための設備」も対象に追加されました。

【イメージ図】

類型	生産性向上設備	収益力強化設備	新たな類型 (デジタル化設備)
要件	生産性が旧モデル比年平均 1%以上向上する設備	投資収益率が年平均 5%以上の投資計画に係る設備	遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ◆機械装置 ◆測定工具及び検査工具 ◆器具備品 ◆建物附属設備 ◆ソフトウェア(情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆機械装置 ◆工具 ◆器具備品 ◆建物附属設備 ◆ソフトウェア 	<ul style="list-style-type: none"> ◆機械装置 ◆工具 ◆器具備品 ◆建物附属設備 ◆ソフトウェア



コロナウイルスの感染拡大に伴う外出自粛により、企業でテレワーク導入が進みました。これからテレワーク導入を検討されている事業主様につきましては、適用を検討されてはいかがでしょうか。

詳しくは国税庁または中小企業庁ホームページをご覧ください。

【参考】国税庁 HP <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5434.htm>

中小企業庁 HP <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2020/200501kyoka.html>

行楽 日記

奥飛騨

文責：大喜

以前訪れました、新穂高温泉 中尾高原をご紹介します。

名古屋から3時間位で着くことができますが、360度山々に囲まれた静かな場所で、かなりの非日常感を味わうことができます。

途中、高山の古い町並みや鍾乳洞など、観光できるところも多くありました。



我が家の旅は必ず犬同伴なので、あまり多くのお宿から選ぶことは難しいのですが、この時宿泊したお宿は、源泉かけ流しの貸切露天風呂がありました。森の中のお風呂という風情で、季節によってお風呂から、蛍や満天の星空、雪などを観ることができるそうです。

お食事は飛騨牛をいただきました。他に、鮎の塩焼き、イワナのお刺身など土地のものを満喫しました。

我が家のわんこも手作りのかぼちゃのプリンをいただき、ご満悦でした。



また、季節を変えて訪れたいところです。

夏季休業のお知らせ

夏季休業期間

令和2年8月13日(木) ~ 令和2年8月16日(日)

8月17日(月)より通常営業致しますので、何卒よろしくお願い申し上げます。



8月の税務

- ・ 個人事業税の納付(第1期分) **納付期限…8月中において各自治体の条例で定める日**
- ・ 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第2期分) **納付期限…8月中において各自治体の条例で定める日**
- ・ 個人事業者の当年分の消費税・地方消費税の中間申告 **申告期限…8月31日(月)**
- ・ 6月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税) **申告期限…8月31日(月)**
- ・ 12月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分) **申告期限…8月31日(月)**

無料経営相談実施中!!!

代表 三上による経営相談をご活用ください!

8月開催スケジュール(要予約)

- 8月4日(火) 午前10時より12時まで
- 8月5日(水) 午後1時より5時まで
- 8月6日(木) 午後6時より8時まで

ご予約電話番号 **0120-974-830**

三上税理士法人

■本店

〒486-0914 愛知県春日井市若草通 4-92
TEL:0568-44-2022 / FAX:0568-44-2039

■春日井インター店

〒486-0812 愛知県春日井市大泉寺町 108 番地 9
TEL:0568-82-7770 / FAX:0568-82-7771

◆共通メールアドレス mikami@taxer.info